

# 市営住宅の入居者を募集

## ▼入居資格

- ① 現在住宅に困っている方（持ち家のある方は申し込み不可）
- ② 市内在住または在勤である方
- ③ 原則同居または同居しようとする親族がいる方
- ④ 市民税などを滞納していない方
- ⑤ 収入基準に当てはまる方（基準月額：一般世帯15万8000円以下、裁量世帯：21万4000円以下）
- ⑥ 暴力団員でない方
- ⑦ ペット不可
- ⑧ そのほか諸条件あり

## ▼募集戸数 1戸

▼場所 秋葉山住宅（狸穴1072・4）3階・2LDK・エレベーターなし

▼家賃 所得と家族構成により変動

▼募集期限 7月15日(水)

▼入居開始予定日 9月1日(火)

▼決定方法 所得が低く、住宅に困っている度合いの高い方を選考し決定します。

問 伊奈市都市計画課 ☎ 58-2111（内線8161）

## 情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

市では、市民の知る権利を保障するとともに、開かれた市政の推進を図るため、「つくばみらい市情報公開条例」に基づく情報公開制度を実施しています。同時に、基本的な人権を守るた

め、市が保有している個人情報と自己の個人情報を開示することを保障する「つくばみらい市個人情報保護条例」も制定しています。この2つの条例の運用について、平成26年度の実施状況を公表します。

### 【情報公開制度】

平成26年度においては、公開請求はありませんでした。

### 【個人情報保護制度】

公開請求の処理結果  
 公開：0件 / 部分公開：6件  
 非公開：0件 / 不存在：1件  
 【合計7件】

### ■公開請求先の内訳

市長部局あてが6件（総務課4件、市民窓口課2件）、教育委員会あてが1件（学校教育課1件）という状況でした。

問 伊奈庁舎総務課 ☎ 58-2111（内線1214）

## 事業主（給与支払者）・従業員（納税義務者）の皆さんへ

### 茨城県と市から重要なお知らせ

平成27年度から、給与所得に係る**個人住民税**は、原則**特別徴収**（給与天引き）により納めていただきます。

納税者間の公平性、納税者の利便性などを確保するため、県内すべての市町村では、平成27年度から、特別徴収の実施を徹底する取組（一斉指定）を行っておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 個人住民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し、納入していただく制度です。※地方税法などの規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務付けられています。

問 茨城県市町村課 ☎ 029-301-2481  
 伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111（内線1132）

## 伊奈庁舎工事に伴う通行止め

現在、伊奈庁舎を建て替えるための準備工事を行っています。7月から本格的に建設工事が始まります。

来庁者の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間中は、左図のとおり市立図書館側の入り口からの出入りと、通り抜けができなくな

### 【通行止めの期間】

7月1日(水)～平成28年4月30日(土)予定

問 伊奈庁舎財政課 ☎ 58-2111（内線1236）

